

## 第 35 号議案

中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 5 年 2 月 22 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和3年中野区条例第40号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の2条を加える。

（虐待等の禁止）

第15条の2 認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第15条の3 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。

2 認定こども園は、通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 認定こども園において、改正後の第15条の3第2項に規定する自動車を運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第1項に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。